

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	大和谷孝義
登録番号	知事(登1)第1341号
登録の有効期間	令和4年12月1日から 令和9年11月30日まで
営業所の所在地	泉佐野
遊漁船の名称	勝栄丸
遊漁船業務主任者の氏名	辻孝志
損害賠償措置の保険期間	令和5年8月28日から 令和6年8月27日まで

登録番号	大阪第1341号		氏名又は名称	大和谷孝義		
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表4（全枚の枚目）遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○		
		航行区域（該当に○）						
		遊漁船の使用状況（該当に○）						
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※ の状況		救命設備※1 の状況			
		船舶の所有状況 (該当に○)	(該当に○)		(該当に○)			
勝栄丸		第252-17006	4.9	トノ	11.93 m	12 人	(◎) 船釣り () 瀬渡し※2 () その他 ()	
		() 平水・() 限定沿海・(○) 沿海・() 遠洋、近海						
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用						
		(○) 単独記載・ () 重複記載	(○) 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他		
		(○) 自己所有船舶・ (○) 他者所有船舶	()	()	()	()		
			トノ	m	人			
		() 平水・() 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海						
重複記載※3して いる場合の事由		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用					() 船釣り () 瀬渡し※2 () その他 ()	
		() 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 () その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他		
		() 自己所有船舶・ () 他者所有船舶	()	()	()	()		
		() 多客期にチャーターするため () その他 ()						

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	大阪第1341号	氏名又は名称	大和谷孝義
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的な事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・その他（ ）

○船釣りをする場合

- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

登録番号	大阪第1341号	氏名又は名称	大和谷孝義
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）							
(○) 単独の判断	() 団体による判断						
<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 ・出航地の波高 <table border="1"><tr><td>2</td><td>m以上</td></tr><tr><td>10</td><td>m以上</td></tr><tr><td>500</td><td>m未満</td></tr></table> ・出航地の風速 ・出航地の視程 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 (船の故障及び船長の体調不良) 	2	m以上	10	m以上	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 _____</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先</p> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>
2	m以上						
10	m以上						
500	m未満						
<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき ・漁場における波高 <table border="1"><tr><td>2</td><td>m以上</td></tr><tr><td>10</td><td>m以上</td></tr><tr><td>500</td><td>m未満</td></tr></table> ・漁場における風速 ・漁場における視程 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（船の故障及び船長の体調不良） 		2	m以上	10	m以上	500	m未満
2	m以上						
10	m以上						
500	m未満						

登録番号	大阪第1341号	氏名又は名称	大和谷孝義
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	* 泉佐野地先	* 泉佐野漁港
	* 明石海峡大橋	* 垂水漁港
	* 須磨浦漁港沖合	* 須磨浦漁港
	* 須本漁港沖合	* 洲本港
	* 小島漁港沖合	* 小島漁港及び深日港
	上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。	

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	(○) 携帯電話 () 衛星電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	大阪第1341号	氏名又は名称	大和谷孝義
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	<p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動搖することがあるときは、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（ ） <p>○瀕渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀕渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（ ）
漁場において口頭で説明する。	<p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・その他（ ） <p>○瀕渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・その他（ ）

登録番号	大阪第1341号	氏名又は名称	大和谷孝義
作成日	/ /	変更日 1:	/ / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
	3,000万円	12人	令和6年8月28日から 令和6年8月27日まで
	万円	人	年 月 日から 年 月 日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

P 日保険加入者カード

大和裕 孝義

勝家丸

故のご報告は、プレジャーボート保険クレームデスクへ
（助等の手配を行うものではありません）

—ダイヤル0120-661-104(平日午前9時~午後6時)

火災の体目・夜間は、東京海上安心310番へ 0120-575-110

現場では…… その場で承認・荷車はしない！

通話または報告
110番

十一

加入者番号	3105-PB-00152C	開始番号	252-17006
加入期間	5年 8月 28日午前時から	6年 8月 27日午前時まで	
PB保険料	保険金額 300,000 千円		
保険料種別 保険料支拂方法	加入	5/08/28 ~	
PB保険料			
の 内	PB保険料 被保険者 被保険者 内	1名当たり保険金額 5,000 千円 被保険者人数 3 人	5/08/28 ~
合	上記保険料 責任保険料	1名当たり保険金額 30,000 千円 旅客数 12 人	5/10/28 ~
		手料 10,000 千円	

切り離して、携帯されることをお勧めしま

〒 598-0041
大阪府泉佐野市野出町10番5号

大和谷 孝義 様

発送元 〒 596-0015
岸和田市地蔵浜町 11-1
日本漁船保険組合 大阪府支所
TEL 072-437-8184

〒 100-0011
東京都千代田区内幸町1丁目2-2
FVIサービス
TEL 03-5532-1366

あいさつ

このたびは、プレジャーボート保険をご継続賃り、誠にありがとうございます。
ここに「加入者証」及び「保険約款」等をお届けいたしますので、ご確認のうえ大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

プレジャーボート責任保険 加入者証									
住所	〒 598-0041 大阪府泉佐野市野出町10番5号								
氏名	大和谷 孝義								
保険料 (月額)	300,000,000 円								
無事故 期間	28年8月28日 20% 保険料 24,720 円								
ご加入者様と異なるときのみ記載	団体契約のときのみ記載								
船舶登録 (登録番号)	代表者								
船名	勝栄丸	排水量	4.90トン	メートル	11.93	馬力	382.0	船種	遊漁船
登録地 (登録場所)	その他 平成2年10月 初登録								
保険料 (年額)	大阪府泉佐野市新町2丁目5187-101								
保険料 (年額)	佐野漁港								
保険料 (年額)	保険 形態	保留	船舶 登録	252-17006					定員 13
作成日 (令和5年)8月24日	事故のご報告は、プレジャーボート保険クレームデスクへ TEL 0120-661-104 (救助等の手配を行うものではありません)								
	日本漁船保険組合 大阪府支所								
	〒 596-0015 TEL 072-437-8184								